

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年7月30日

**難病患者の雇用や就業継続に積極的に取り組んでいる
「難病患者雇用モデル企業」を募集します！**

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月から難病患者やがん患者など病気を抱える労働者の「治療と就業の両立支援」が事業主の努力義務になりました。両立支援に取り組むことで、労働者の健康確保、就業継続とともに、人材の定着や生産性の向上などにもつながります。

県では、難病のある方が安心して働き続けられる社会の実現を目指し、今年度から新たに、難病患者の雇用や就業継続に積極的に取り組まれている企業等を「難病患者雇用モデル企業」として募集します。

「難病患者雇用モデル企業」には、県から選定書を交付するとともに、県のホームページ等で企業名や取組内容等を広く紹介します。是非ご応募ください。

● 難病患者雇用モデル企業とは**1 主な選定基準**

- 難病患者をおおむね半年以上継続して雇用していること
- 就業規則に治療と就業の両立に係る法律を上回る制度として次のアからウのうちいずれか1つ以上の制度を設けていること又はこれに準じた取組を行っていること。
 - ア 休暇制度（時間単位での年次有給休暇制度、傷病休暇、病気休暇等）
 - イ 勤務制度（時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務制度、試し出勤制度等）
 - ウ その他の制度（再雇用制度、カムバック制度、ジョブ・リターン制度等）
- 今後も治療と就業の両立に配慮した雇用継続・求人を行う意欲があり、次のアからエのうちいずれか1つ以上に該当すること。
 - ア 現在、雇用している難病患者を今後も継続して雇用する予定であること。
 - イ 求人票に「治療と就業の両立支援（通院等）」等の記載をしていること。
 - ウ 難病患者の積極的な採用に向け、ハローワークの難病患者就職サポーターに企業情報を提供していること。

エ 県の難病雇用促進アドバイザーからの具体的な雇用提案（実習、インターンシップ、見学会など）を引き受けていること。

※詳しくは、下記３の埼玉県ホームページでご確認ください。

２ 募集期間

令和８年７月３０日（木曜日）から随時申請受付

３ 応募方法

下記の埼玉県ホームページから申込書をダウンロードのうえ、電子メールで提出してください。

埼玉県ホームページ URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0816/syougai-map/nannbyoumodel.html>



４ 問合せ先

埼玉県 産業労働部 就業支援課

電 話 ０４８－８３０－４５３６ メール a4510-10@pref.saitama.lg.jp